

第8期豊川市障害福祉支援計画 第4期豊川市障害児福祉支援計画 【骨子案】

令和8年9月
豊 川 市

目次

第1章 計画の策定について.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 障害者福祉に関する関連法令の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	6
5 計画の対象.....	6
6 計画の策定体制.....	7
第2章 豊川市の現状.....	8
1 障害者の状況.....	8
2 障害者・障害児・事業所への意識調査からみた現状.....	8
3 団体・相談支援専門員ヒアリング調査からみた現状.....	8
4 自立支援協議会からの意見.....	8
5 前回計画の進捗状況.....	9
6 障害福祉サービス等の提供状況.....	14
第3章 計画の基本的な指針.....	20
1 基本理念.....	20
2 第8期障害福祉支援計画等の基本的事項.....	21
第4章 計画の目標値と見込.....	31
1 豊川市におけるサービスの構成.....	31
2 目標値の設定.....	32
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策.....	38
4 障害児支援の見込量と確保策.....	53
5 地域生活支援事業の見込量と確保策.....	56
第5章 計画の推進体制.....	59
1 推進に向けた体制.....	59
2 計画の点検・評価.....	59
第6章 資料編.....	60

本計画では、団体等の固有名詞を除き、「障害」の表記を統一的に用いています。
これは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な困難は、心身の機能の障害や医学的な理由によるものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）によって引き起こされるという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

また、国の理念や市の条例・規則などに基づく法律用語についても「障害」の字が使用されていることを鑑みて、本市においては、障害のある人が生きにくくなっている社会的障壁である「障害」があることを明確にするため、「障害」の表記を用います。

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という。）では、「豊川市障害者基本計画」の方向性に基づき、「豊川市障害福祉支援計画」「豊川市障害児福祉支援計画」を3年ごとに見直して策定し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために障害福祉サービス等の充実に努めてきました。令和6年3月には「第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、目標値の設定や各年度のサービス量の見込みを定め、障害のある人等が必要とする支援の提供を進めています。

近年では、国において障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会を実現するための各種の法律、制度等が整備されてきています。特に、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法では、これまで行政機関のみに課されていた合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたほか、改正障害者総合支援法により、障害のある人の地域生活の支援と就労支援が強化されています。その後も、令和7年6月の手話施策推進法の施行や令和8年4月の高次脳機能障害者支援法の施行など、様々な障害のある人等への理解や支援のための基盤整備が進められています。

本市においては、こうした状況や国、愛知県の動向を鑑みながら、本市に暮らす障害のある人を取り巻く状況の変化や課題を踏まえるとともに、本市における「第5次豊川市障害者基本計画」の方向性と整合性を図りながら、令和9年度を初年度とする「第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害児福祉支援計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障害者福祉に関する関連法令の動向

(1) 近年の法律等の整備の状況

近年の障害者福祉に関する関連法令の動向は、以下のとおりとなっています。

年	主な動き	
令和3年	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等
	障害者雇用促進法の改正・施行	・短時間勤務の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を実雇用率で算定できる特例による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和5年	こども基本法の施行	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す
	障害者基本計画(第5次)策定	・障害者基本法に基づき、国が障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する中長期的な指針
令和6年	障害者差別解消法の改正・施行	・民間事業者の合理的配慮の提供義務 等
	障害者総合支援法の改正・施行	・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病(難病)の拡大 等
令和7年	就労選択支援の開始	・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント(評価)を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援
	手話施策推進法の施行	・手話を言語として明確に位置付け、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和8年	高次脳機能障害者支援法の施行	・事故や病気による脳の損傷により記憶障害等が表れる高次脳機能障害について、地方公共団体は、障害に対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

3 計画の位置づけ

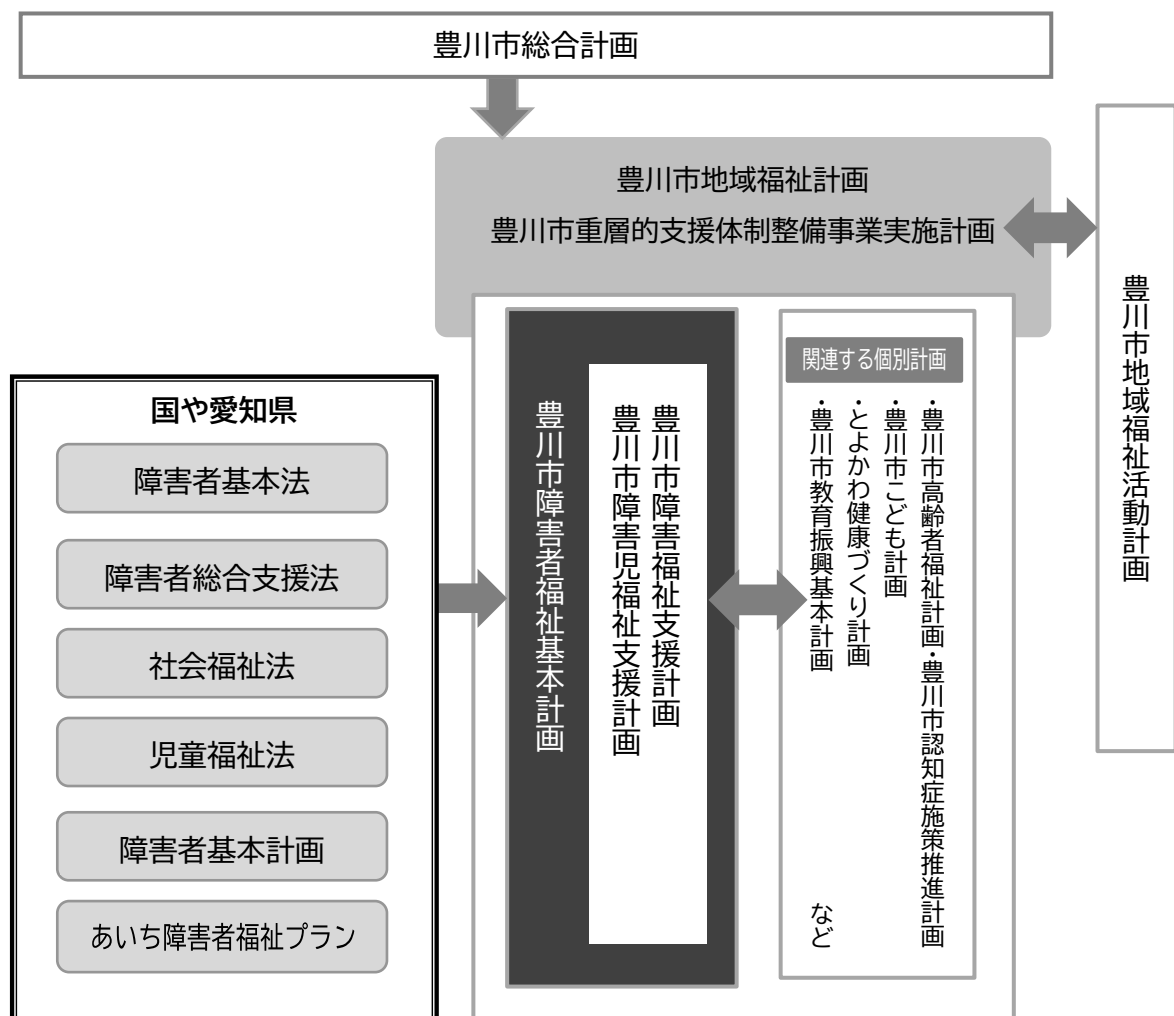
(1) 法的根拠と他の計画との関係

本計画は、「障害福祉支援計画」及び「障害児福祉支援計画」を一体として策定したものです。

「豊川市障害福祉支援計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定された、成果目標や障害福祉サービス等の必要な見込量等を表す「障害福祉計画」です。

「豊川市障害児福祉支援計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に規定された、成果目標や障害児福祉サービス等の必要な見込量等を表す「障害児福祉計画」です。

また、上位計画である「豊川市総合計画」や福祉分野の総合的・横断的な計画である「豊川市地域福祉計画」「豊川市障害者福祉基本計画」、市の関連計画との整合性を図りつつ策定します。



(2)「障害者福祉基本計画」との関係

本計画は、障害福祉サービスや障害児通所支援等について各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画であり、「第5次豊川市障害者福祉基本計画」との整合を図るものです。

「第5次豊川市障害者福祉基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」として、障害のある人に関する施策全般にわたる方向性を示す計画です。

■整合を図る計画

障害者福祉基本計画

根拠法 : 障害者基本法

性格 : 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条第3項）

長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画

位置づけ : 国の「障害者基本計画」を基本とした総合計画の部門計画

■本計画の位置付け

障害福祉支援計画

根拠法 : 障害者総合支援法

性格 : 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第88条）

位置づけ : 障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害福祉サービス分野の実施計画

障害児福祉支援計画

根拠法 : 児童福祉法

性格 : 各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（児童福祉法第33条の20第1項）

位置づけ : 障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害児福祉にかかわるサービス分野の実施計画

(3) 計画とSDGsの一体的な推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、よりよい未来を目指すための2030年までの世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市においても上位計画である「豊川市総合計画」をはじめとして、各種計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。

令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「第7次豊川市総合計画」においては、各政策分野にSDGsの17のゴールを関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進することとしており、「障害者福祉の推進」においては下記の6項目が関連する主なSDGsとして位置づけられています。



■「第7次豊川市総合計画」の「障害者福祉の推進」分野の関連SDGs



4 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和11年度の3年間とします。

(年度)

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
豊川市 障害者福祉 基本計画	第4次			第5次					
豊川市障害 福祉支援計画	第7期			第8期			第9期		
豊川市障害児 福祉支援計画	第3期			第4期			第5期		

5 計画の対象

本計画では、特に断りのない限り、「障害者」に身体・知的・精神の各障害者（児）のほか、発達障害者（児）や高次脳機能障害者（児）、難病患者を含みます。

また、各統計数値は、豊川市で日本人住民登録及び外国人住民登録をしている人のうち、該当者を対象としています。

なお、個別の障害などを対象とする箇所については、個別の表記をしています。

6 計画の策定体制

(1) 第5次豊川市障害者福祉基本計画及び第8期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された策定委員会において、施策や計画案を検討します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、障害福祉サービス提供事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状と今後の意向、事業所のサービスの提供状況等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

(3) 障害関係団体等ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体やボランティア団体、相談支援専門員への調査シートの配布・回収やWEBを通じた意見聴取により、アンケートだけでは把握しにくい当事者の意見や支援する立場からの現状・課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

(4) 自立支援協議会における意見聴取

豊川市障害者地域自立支援協議会の事務局を担う事業所に対し、調査シートの配布・回収により、本市の障害のある人を取り巻く現状や課題、豊川市障害者地域自立支援協議会をよりよいものにするためのアイデアなどについての意見聴取を行い、計画策定の基礎資料とします。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、各公共施設での資料の設置やホームページへの掲載などにより計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施します。

第2章 豊川市の現状

1 障害者の状況

第5次豊川市障害者福祉基本計画●ページ参照

2 障害者・障害児・事業所への意識調査からみた現状

第5次豊川市障害者福祉基本計画●ページ参照

3 団体・相談支援専門員ヒアリング調査からみた現状

第5次豊川市障害者福祉基本計画●ページ参照

4 自立支援協議会からの意見

第5次豊川市障害者福祉基本計画●ページ参照

5 前回計画の進捗状況

前回計画で設定した目標値の進捗状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

進捗状況を踏まえて文章を追加する

■成果指標

項目	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
福祉施設の入所者数	141人	
地域生活移行者数	9人	
福祉施設の入所者削減数	8人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する活動指標

(年あたり)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	見込	3回	3回	3回
	実績			
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の協議の場への参加人数	見込	75人	75人	75人
	実績			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	見込	3回	3回	3回
	実績			

※令和8年度は見込み値

■精神障害者のサービス利用に関する活動指標

(1箇月あたり)

項目		令和6年度	令和7年度
自立訓練（生活訓練）	見込	4人	5人
	実績		
自立生活援助	見込	1人	1人
	実績		
共同生活援助（グループホーム）	見込	60人	65人
	実績		
地域移行支援	見込	2人	3人
	実績		
地域定着支援	見込	1人	1人
	実績		

(3) 地域生活支援の充実

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■成果指標

項目	目標 (令和8年度)	現状 (令和7年度)
地域生活支援拠点の整備	設置	
地域生活支援拠点等の機能充実のための 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた 運用状況の検証・検討	実施	
強度行動障害を有する人に関する状況や 支援ニーズの把握	実施	
強度行動障害を有する人に関する 地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	

■地域生活支援拠点等の活動指標

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	見込	1箇所	1箇所	1箇所
	実績			
地域生活支援拠点等における コーディネーターの配置人数	見込	—	1人	1人
	実績			
地域生活支援拠点等が有する機能の 充実に向けた検証及び検討 (実施回数)	見込	2回	2回	2回
	実績			

※令和8年度は見込み値

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■成果指標

項目	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
一般就労移行者数	20人	
就労移行支援事業からの移行者数	14人	
就労継続支援A型からの移行者数	3人	
就労継続支援B型からの移行者数	3人	
一般就労移行率が5割以上の 就労移行支援事業所数	2事業所 (10割)	
就労定着支援事業の利用者数	6人	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■成果指標

項目	目標 (令和8年度)	現状 (令和7年度)
児童発達支援センターの設置	2箇所	
障害児の地域社会への参加・ 包容の(インクルージョン)推進体制の構築	構築	
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1箇所	
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場の設置	設置	
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	

■障害児支援の提供体制の整備等に関する活動指標

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの 配置人数	見込	3人	3人	3人
	実績			

※令和8年度は見込み値

(6) 相談支援体制の充実・強化等

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■成果指標

項目	目標 (令和8年度)	現状 (令和7年度)
基幹相談支援センターの設置	設置	
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤 の開発・改善等を行う取組	実施	
上記の取組を行うために必要な 協議会の体制の確保	確保	

■相談支援体制の充実・強化等に関する基幹相談支援センターの活動指標 (年あたり)

項目		令和6年度	令和7年度
地域の相談支援事業所に対する訪問 等による専門的な指導・助言件数	見込	720 件	740 件
	実績		
地域の相談支援事業所の 人材育成の支援件数	見込	15 件	15 件
	実績		
地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数	見込	660 回	680 回
	実績		
個別事例の支援内容の検証の 実施回数	見込	36 回	36 回
	実績		
主任相談支援専門員の配置数	見込	2 人	2 人
	実績		

■相談支援体制の充実・強化等に関する協議会の活動指標 (年あたり)

項目		令和6年度	令和7年度
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数(頻度)	見込	9 回	9 回
	実績		
相談支援事業所の参画による 事例検討参加事業者・機関数	見込	100 者・機関	100 者・機関
	実績		
専門部会の設置数	見込	8 部会	8 部会
	実績		
専門部会の実施回数(頻度)	見込	100 回	100 回
	実績		

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■成果指標

項目	目標 (令和８年度)	現状 (令和７年度)
障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	構築	

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の活動指標 (年あたり)

項目		令和６年度	令和７年度	令和８年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修 への市町村職員の参加人数	見込	５人	５人	５人
	実績			
障害者自立支援審査支払等システム 等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等 と共有する体制の有無（実施回数）	見込	有（４回）	有（４回）	有（４回）
	実績			

※令和８年度は見込み値

（８）発達障害者等に対する支援

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

■発達障害者等に対する支援の活動指標

(年あたり)

項目		令和６年度	令和７年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	見込	24 人	24 人
	実績		
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	見込	2 人	2 人
	実績		
ペアレントメンターの人数	見込	検討	検討
	実績		
ピアサポートの活動への参加人数	見込	80 人	80 人
	実績		

6 障害福祉サービス等の提供状況

前回計画で見込量を設定した障害福祉サービス等の提供状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 訪問系サービス

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

(1箇所あたり)

	令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
居宅介護	345 人			360 人		
	5,674 時間			5,920 時間		
重度訪問介護	7 人			8 人		
	2,596 時間			2,967 時間		
同行援護	37 人			38 人		
	713 時間			732 時間		
行動援護	17 人			18 人		
	146 時間			154 時間		
重度障害者等 包括支援	0 人			0 人		
	0 時間			0 時間		

(2) 日中活動系サービス

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

(1 箇月あたり)

	令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
生活介護	645 人			660 人		
	12,822 人日			13,120 人日		
自立訓練 (機能訓練)	3 人			4 人		
	35 人日			50 人日		
自立訓練 (生活訓練)	6 人			7 人		
	123 人日			143 人日		
就労選択支援				10 人		
就労移行支援	42 人			45 人		
	785 人日			841 人日		
就労継続支援 (A型)	72 人			75 人		
	1,441 人日			1,501 人日		
就労継続支援 (B型)	378 人			383 人		
	6,734 人日			6,823 人日		
就労定着支援	15 人			18 人		
短期入所 (福祉型)	55 人			60 人		
	323 人日			353 人日		
短期入所 (医療型)	15 人			18 人		
	47 人日			56 人日		
療養介護	17 人			18 人		

(3) 居住系サービス

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

(1 箇月あたり)

	令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
自立生活援助	1 人			1 人		
共同生活援助 (グループホーム)	280 人			290 人		
施設入所支援	145 人			143 人		

(4) 相談支援

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

(1 箇月あたり)

	令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
計画相談支援	410 人			430 人		
地域移行支援	3 人			4 人		
地域定着支援	1 人			1 人		

（５）障害児通所支援等

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

（１箇月あたり）

	令和６年度			令和７年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
児童発達支援	264 人			274 人		
	2,762 人日			2,867 人日		
放課後等 デイサービス	460 人			470 人		
	5,933 人日			6,062 人日		
保育所等 訪問支援	53 人			54 人		
	61 人日			62 人日		
居宅訪問型 児童発達支援	1 人			1 人		
	1 人日			1 人日		
障害児相談支援	185 人			190 人		

（６）子ども・子育て支援事業計画との連携

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

（１箇月あたり）

	令和６年度			令和７年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
保育所・認定こども園	28 人			28 人		
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	17 人			17 人		

(7) 地域生活支援事業・必須事業

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

(年あたり)

		令和6年度			令和7年度		
		計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
理解促進研修・啓発事業		実施			実施		
自発的活動支援事業		実施			実施		
相談支援事業	障害者相談支援事業	6箇所			6箇所		
	基幹相談支援センター	設置			設置		
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施			実施		
	住宅入居等支援事業	実施			実施		
成年後見制度利用支援事業 (実利用者数)		2人			3人		
成年後見制度法人後見支援事業		検討			実施		
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業 (実利用者数)	40人			43人		
	手話通訳者設置事業 (実設置者数)	2人			2人		
日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)	介護・訓練支援用具	15件			18件		
	自立生活支援用具	23件			24件		
	在宅療養等支援用具	25件			29件		
	情報・意思疎通支援用具	12件			12件		
	排せつ管理支援用具	4,350件			4,400件		
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5件			5件		
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了者数)		25人			25人		
移動支援事業 (実利用者数・延べ利用時間数)		200人			210人		
		11,956時間			12,553時間		
地域活動支援センター (実施箇所・実利用者数)		5箇所			5箇所		
		165人			170人		

(8) 地域生活支援事業・任意事業

進捗状況を踏まえて文章を追加する。

(年あたり)

	令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
訪問入浴サービス	1,920 日			1,950 日		
日中一時支援	7,500 日			7,750 日		
自動車運転免許取得	2 件			2 件		
自動車改造助成	5 件			5 件		
視覚障害者歩行訓練	4 人			4 人		

第3章 計画の基本的な指針

1 基本理念

別途提案資料参照

2 第8期障害福祉支援計画等の基本的事項

本計画は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

※以下の基本的事項は、国の基本指針に記載されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約しました。

（１）障害福祉支援計画等における国の基本的事項

① 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって18歳以上のもの並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

さらに、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化します。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルなサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提

供体制の整備を進めます。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備します。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能を更に強化します。

さらに、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要であることから、地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障害者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進に取り組みます。その際、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、「障害者文化芸術推進法」を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」「手話に関する施策の推進に関する法律」等を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(2) 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

障害者が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

② 希望する障害者等への日中活動サービス等の保障

障害者一人ひとりのニーズに応じ、希望する障害者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、療養介護）や地域活動支援センターを利用できるようにします。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行の促進、安定した地域生活の継続を進めます。

また、地域生活への移行支援及び地域生活支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、人材の確保及び養成、関係機関の連携等を進めることで、地域における効果的な支援体制を構築します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業、就労定着支援事業などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

⑤ 強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行います。このうち、強度行動障害については、行動上の課題が起きにくい環境を整える等の予防的観点からの支援や関わりが必要です。このため、地域の関係機関との連携を強化しつつ、標準的な支援を行える支援者の育成に努めます。

特に、障害福祉サービス等を提供する事業所で適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（中核的人材）の養成・配置を促進するとともに、高度な専門性を持って地域を支援する広域的支援人材による集中的支援の実施体制を確保します。

難病患者等については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援セン

ター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備します。

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

高次脳機能障害者が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者支援センターの設置や支援コーディネーターの配置等を適切に進めます。

また、高次脳機能障害者に対する適切な支援を行うため、都道府県及び指定都市は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関を確保します。

合わせて、都道府県及び指定都市は、地域における高次脳機能障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や高次脳機能障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う高次脳機能障害者支援地域協議会を設置し、活用します。

高次脳機能障害は外形上判断しづらく、周囲による理解が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、当事者同士の支え合いであるピアサポートをはじめ、当事者やその家族等がお互いに支え合う取組を支援します。また、地域の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援等を提供する事業所との連携を図り、高次脳機能障害者及びその家族等への支援を行います。

高次脳機能障害者に対する支援は都道府県及び指定都市に関する取組が主になります。

⑦ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

（３）相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の充実・強化

ア 相談支援体制の構築と関係機関との連携

相談支援事業者等は、障害者等（頼れる身寄りがいない者も含む。）及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めます。特に、医療との連携

が必ずしも進んでいないため、障害者等の生活面に配慮した医療の提供、医療の視点も踏まえた総合的なケアマネジメントの実施といった観点から、より一層の取組が重要であり、精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対しても、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整備します。

イ 相談支援の提供体制の確保

市町村は相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

加えて、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者において地域の相談支援従事者の育成等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、有効な活用を図ります。

ウ のぞまないセルフプランの解消

セルフプランについては、計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に介護給付費等に係る支給決定の申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきであるため、セルフプランに関する分析等を行いながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプランをいう。）の解消に向けた相談支援体制を確保します。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障害者等に対する支援

発達障害者等（発達障害者または発達障害児）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要です。そのため、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成します。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断

し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保するなど、診断待機解消に向けた取組を進めます。

④ 協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、協議会の活性化を図ることが重要であり、その活性化に向けては、基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携しながら協議会の事務局機能を担うことが効果的です。また、協議会の運営に当たっては、個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組を継続することが重要です。多様な障害種別の当事者等が協議会の委員になることが協議会の活性化にも資するため、委員の選定に当たって検討を行います。

（４）障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

① 重層的な地域支援体制の構築

幼児期・学童期・思春期の障害児及びその家族に対する支援について、障害児通所支援等における障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。

地域における重層的な支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画するこどもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていきます。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、市の障害児支援担当課と教育委員会等との連携体制を確保します。

③ 地域社会への参加・インクルージョンの推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていきます。

市町村において保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、地域におけるインクルージョン推進に向けて、現状・課題の把握を行いながら、取組を進めます。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。インクルージョンを推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。

④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課

題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ります。

イ 強度行動障害の状態にある児に対する支援体制の充実

強度行動障害の状態にある児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

また、強度行動障害の状態にある児とその家族が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが重要であることから、乳幼児健診等において把握したこどもの状態等を踏まえ、必要に応じてこどもと家族を適切な支援につなげるとともに、母子保健施策や子育て支援施策等と連携しながら、家族を孤立させずに支えるための方策を講じます。

ウ 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細かな支援を行うよう努めます。

⑤ 障害児相談支援等の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図ります。

また、「気づき」の段階を含めた多様な障害児及びその家族を支援する観点から、児童発達支援センター等が中心となって、障害児及びその家族が障害児相談支援を利用していない場合も含めた伴走的な相談支援の体制の確保を図ります。

⑦ 障害児支援における人材育成の推進

地域の児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所、障害児入所施設及び障害児相談支援事業所並びに障害のあるこどもやその家族を支援する関係機関等と連携を図りながら、地域における学び合いを促進するためのネットワークづくりを進めます。

（５）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

① 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。

また、令和６年度に創設された相談支援員の活用、社会福祉士または精神保健福祉士の養成機関等と特定相談支援事業所との連携の促進等を通じて、相談支援を担う人材の確保を図ります。

② 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要があります。そのため、介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進します。

※障害福祉における生産性向上とは、支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すことをいいます。

第4章 計画の目標値と見込

1 豊川市におけるサービスの構成

2 目標値の設定

本計画では、福祉施設の入所者の地域生活への移行（福祉施設や精神科病棟に入所・入院をしている障害者が退所・退院し、グループホームや一般住宅等で地域生活することをいう。以下同じ。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備、地域生活支援の充実、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築等を進めるため、国の基本指針に基づき目標値を設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。
また、活動指標についてはP〇に記載します。

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
福祉施設の入所者数			
地域生活移行者数			令和11年度末時点で、令和7年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数			令和11年度末の施設入所者数を令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。
また、活動指標についてはP〇に記載します。

項目	目標値 (令和11年度)	現状	国の基本指針
心のサポーター数【新規】			目標値の設定に当たっては、令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。
K6により住民のこころの状態を把握【新規】			住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。

※「K6」とは、6つの質問に回答することでうつ病・不安障害など精神疾患をスクリーニングするための尺度であり、精神的な問題の程度を表す指標として利用されます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。

また、活動指標についてはP〇に記載します。

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
一般就労移行者数			福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和6年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
就労移行支援事業における一般就労への移行者数			就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和6年度の一般就労への移行実績の1.14倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援A型における一般就労への移行者数			就労継続支援A型事業については令和6年度の一般就労への移行実績のおおむね1.52倍以上を目指すこととする。
就労継続支援B型における一般就労への移行者数			就労継続支援B型事業については令和6年度の一般就労への移行実績のおおむね1.67倍以上を目指すこととする。
一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数			就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの職場定着率

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
就労定着支援事業の利用者数			就労定着支援事業の利用者数については、令和6年度の実績の1.47倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率			就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

④協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新規】			協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。

⑤地域の就労支援ネットワークの強化

項目	目標 (令和11年度)	現状	国の基本指針
地域の就労支援ネットワークの強化			都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

⑥就労選択支援事業の利用者数

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
就労選択支援事業の利用者数【新規】			就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を全国で82,000人以上とする。

（４）障害児支援の提供体制の整備等

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。

また、活動指標についてはP〇に記載します。

項目	目標 (令和11年度)	現状	国の基本指針
重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進【新規】			児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 （１）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 （２）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 （３）地域のインクルージョン推進の中核としての機能 （４）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】			インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所			令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所			
医療的ケア児等の支援に関する 協議の場の設置			令和11年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等支援のためのコ ーディネーターの配置			令和11年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
障害児及びその家族への伴走的 な相談支援体制の確保			令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

(5) 地域生活支援の充実

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。
また、活動指標についてはP〇に記載します。

項目	目標 (令和11年度)	現状	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備			令和11年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。
拠点コーディネーターの配置等 による効果的な支援体制及び緊 急時の連絡体制の構築			地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置することを基本とする。

項目	目標値 (令和11年度)	現状	国の基本指針
年1回以上、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況を検証及び検討			年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障害の状態にある者に関する地域の関係機関が連携した支援体制整備			令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

(6) 相談体制の充実・強化等

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。

また、活動指標についてはP〇に記載します。

項目	目標 (令和11年度)	現状	国の基本指針
基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の連携			令和11年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保			基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備			個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
のぞまないセルフプランをゼロとする【新規】			都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。

また、活動指標についてはP〇に記載します。

項目	目標 (令和11年度)	現状	国の基本指針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築			令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の援助を行います。障害者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重度の障害者も、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆等の役割も担う、視覚障害者の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い知的障害者や精神障害者への社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、意思疎通が難しい障害者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障害者も安心して地域で生活が続けられるよう支援します。

見込みの考え方

実績と見込量（1箇月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護						
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護						
重度障害者等 包括支援						

確保策

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障害支援施設等で常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な補助を行うことで、社会参加と福祉の増進を支援します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者または難病患者等に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行うことで、地域生活への移行を支援します。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者または精神障害者に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行うことで、地域生活への移行を支援します。
就労選択支援	就労系サービスの利用意向がある障害者に対し、障害者本人が就労先の働き方についてより良い選択ができるよう、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う手法（就労アセスメント）を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談等を行うことで、本人の適性に見合った職場への就労を支援します。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労経験のある人等に対し、雇用契約に基づかない、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整等、課題解決に向けて支援します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気等の理由で、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所を必要とする障害者に対し、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護等の支援をします。
療養介護	医療的ケアを必要とする障害者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。なお、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

見込みの考え方

実績と見込量（1箇月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護						
自立訓練 （機能訓練）						
自立訓練 （生活訓練）						
就労選択支援						
就労移行支援						
就労継続支援 （A型）						
就労継続支援 （B型）						
就労定着支援						
短期入所 （福祉型）						
短期入所 （医療型）						
療養介護						

確保策

(3) 居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談等の対応を行うことで、自立した日常生活を営むために必要な支援をします。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うことで、日常生活を支援します。
施設入所支援	施設に入所している障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事、生活等に関する相談・助言等を行うことで、日常生活を支援します。

見込みの考え方

実績と見込量（1箇月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助						
共同生活援助 (グループホーム)						
施設入所支援						

確保策

(4) 地域生活支援の充実

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数						
拠点コーディネーターの配置人数						
地域生活支援拠点等が有する機能が果たされているか等についての状況の検証及び検討の年間実施回数の見込み						

確保策

(5) 相談支援の見込量と確保策

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。障害者の意思や人格を尊重し、常に障害者の立場で考え、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行うことで、障害者の地域生活への円滑な移行を支援します。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うことで、障害者の地域生活の継続を支援します。

見込みの考え方

実績と見込量（1箇月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援						
地域移行支援						
地域定着支援						

確保策

(6) 発達障害等に対する支援

見込みの考え方

■事業内容

事業名	内容
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的とし、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行う事業です。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムです。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動です。

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）						
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）						
ペアレントメンターの人数						
ピアサポートの活動への参加人数						

確保策

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数						
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の協議の場への参加人数						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数						
心のサポーター養成研修実施回数【新規】						
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】						

確保策

実績と見込量（1 箇月あたり）

※精神障害者のみ

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練 （生活訓練）						
自立生活援助						
共同生活援助 （グループホーム）						
地域移行支援						
地域定着支援						
短期入所【新規】						

確保策

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目		第7期計画			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数						
	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【新規】						
	基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無						
協議会	協議会の実施回数【新規】						
	専門部会の設置数						
	専門部会の実施回数						
	支援体制の整備等について、議題とした数【新規】						

確保策

(9) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数 【新規】	—	—	—			

(10) 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組【新規】	—	—	—			
障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組【新規】						

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組【新規】	—	—	—			
地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組【新規】						

確保策

(11) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数						
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無（実施回数）						

確保策

4 障害児支援の見込量と確保策

(1) 障害児通所支援事業

本計画では国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害児通所支援の見込量と確保策を設定します。

■サービス内容・事業内容

サービス名	内容
児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作や知識・技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。児童発達支援はこれまで「福祉型」と「医療型」に分かれていましたが、法改正に伴い令和6年度より一元化されました。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、学校通学中の障害児に、生活能力向上のために必要な支援を提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児支援に関する知識及び経験を有する専門職が訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、各機関との連絡調整を行います。

見込みの考え方

実績と見込量（1箇月あたり）

項目	第3期計画			第4期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援						
放課後等 デイサービス						
保育所等 訪問支援						
居宅訪問型 児童発達支援						
障害児相談支援						

実績と見込量（年あたり）

項目	第3期計画			第4期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等 に対する関連分 野の支援を調整 するコーディネ ーターの配置人 数						

確保策

(2) 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第3期計画			第4期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園						
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）						

確保策

5 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

■事業内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行うことで、障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くための事業です。
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に活動を行い、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業です。
相談支援事業	障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業です。地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置し、すべての障害に対応した総合的な相談業務の強化、権利擁護や虐待防止等における必要な支援を実施します。
成年後見制度利用支援事業	経済的な理由等により申立をすることのできない障害者や親族の代わりに成年後見の申立を行い、成年後見にかかる費用の全部または一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築等、法人による後見活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る事業です。
日常生活用具給付等事業	特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器やストマ用装具等の日常生活用具の給付や住宅改修等を行い、在宅で生活する障害者に対し、日常生活の便宜を図る事業です。
奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動の促進等を図る事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出を支援する事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行うために必要な援助を行う事業です。

実績と見込量（1箇月あたり）

項目		第7期計画			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
理解促進研修・啓発事業							
自発的活動支援事業							
事業 相談 支援	障害者相談支援事業						
	基幹相談支援センター						
	基幹相談支援センター等 機能強化事業						
	住宅入居等支援事業						
成年後見制度利用支援事業 （実利用者数）							
成年後見制度法人後見支援事業							
支援 意思 疎通 事業	手話通訳者・要約筆記派遣 事業（実利用者数）						
	手話通訳者設置事業 （実設置者数）						
等 事業 日常生活用具 給付	介護・訓練支援用具						
	自立生活支援用具						
	在宅療養等支援用具						
	情報・意思疎通支援用具						
	排せつ管理支援用具						
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）						
奉仕員養成研修事業 （実養成講習修了者数）							
移動支援事業 （実利用者数・延べ利用時間数）							
地域活動支援センター機能強化事 業（実施箇所・実利用者数）							

確保策

(2) 任意事業

■事業内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
日中一時支援	在宅の障害者を介護している家族が、緊急時や一時的な休息を必要とする際に、障害者を日帰りで施設にて預かる支援を行う事業です。
自動車運転免許取得	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の社会活動への参加を促進する事業です。
自動車改造助成	自動車の改造に要する費用の一部を助成し、身体障害者の社会活動への参加を促進する事業です。
視覚障害者歩行訓練	視覚障害リハビリテーションワーカーを派遣し、自宅周辺へ単独で外出できるよう白杖を使用した歩行訓練等の生活訓練を行う事業です。
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等を支援するため、体験利用等居室確保、専門的人材の確保・育成等、又は緊急時支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等を行う事業です。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障害者を対象に、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業です。

実績と見込量（1箇月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
訪問入浴サービス						
日中一時支援						
自動車運転免許取得						
自動車改造助成						
視覚障害者歩行訓練						
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業						
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						

確保策

第5章 計画の推進体制

1 推進に向けた体制

2 計画の点検・評価

第 6 章 資料編